

議員提出議案第2号

宝塚市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について  
宝塚市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するものとする。

平成28年(2016年)5月24日提出

宝塚市議会議長 石倉 加代子 様

(提出者)

宝塚市議会議員	江 原 和 明
同	たぶち 静 子
同	山 本 敬 子
同	寺 本 早 苗
同	大 川 裕 之
同	岩 佐 将 志
同	井 上 聖
同	北 山 照 昭

宝塚市議会規則第 号

宝塚市議会会議規則の一部を改正する規則

宝塚市議会会議規則(昭和33年議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(欠席等の届出)

第2条 議員は、疾病、出産その他の事由により、遅刻、早退又は欠席をしようとするときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

第58条の2中「質疑質問」を「質疑」に改める。

第63条中「第58条」の次に「、第58条の2」を加える。

第66条の次に次の1条を加える。

(欠席等の届出)

第66条の2 委員は、疾病、出産その他の事由により、遅刻、早退又は欠席をしようとするときは、その理由を付し、当日の開会時刻までに委員長に届け出なければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。